



事 務 連 絡
平成25年3月21日

各 { 都道府県
保健所を設置する市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
厚生労働省医薬食品局安全対策課

「サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての
安全管理手順の改訂について」の訂正について

サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤については、平成25年3月12日付け薬食案
発・薬食審査発号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長通知「サリドマイ
ド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について」により
通知したところですが、一部誤りがあったので、下記のとおり訂正方よろしくお願いい
たします。

なお、事務連絡の写しを社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団
法人日本病院薬剤師会、一般社団法人日本血液学会、社団法人日本医薬品卸業連合会、
公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本産婦人科医会及び日本先天異常学
会並びに藤本製薬株式会社及びセルジーン株式会社あてに発出することとしているので
申し添えます。

記

正	誤
(3) 処方要件確認書の見直しについて 処方要件確認書について、処方医師記 入欄の「いいえ」欄を削除し、記入方法 の簡略化を図ったこと。	(3) 処方要件確認書の見直しについて 遵守状況等確認票について、処方医師 記入欄の「いいえ」欄を削除し、記入方 法の簡略化を図ったこと。